

## 生徒心得

この生徒心得は、門司大翔館高等学校の生徒として、誇りを持ち、責任ある行動をとるための規範を示したものである。

「立志勤勉 自主創造 誠敬忍耐」の校訓のもと、一人ひとりが充実した高校生活を創造するとともに、地域の誇りたり得る者として、また、新たな時代を拓くたくましい若者としての基礎をしっかりと身に付けるよう努める。

### 1 学 習

- (1) 学習は生徒の本務で常に学習意欲を旺盛にし、情熱を傾けて学力の伸長を図るよう努める。
- (2) 予習、復習の学習習慣を身に付け、計画を立て能率的に学習する。
- (3) 休み時間を有効に活用し、始業の合図時には積極的な学習態度で先生を待ち、授業の始めと終わりには先生に対し挨拶をする。
- (4) 授業は、真摯な態度で臨み、姿勢を正して私語を慎み、真剣に学習研鑽に努める。
- (5) 考査へ準備を整えて臨み、最善をつくすよう努める。

### 2 礼 儀

- (1) 人間性の尊厳を尊び、互いに敬愛しあう気持ちを持ち、品位ある行動をとる。
- (2) 人に対しては端正な態度で接し、言葉遣いは正しく、相手を思いやる言葉を遣う。
- (3) 挨拶の励行に心がける。特に先生や年長者には正しく挨拶、対話する。
- (4) 時間厳守に努め、集会時には迅速かつ自主的に行動し、秩序と静粛を保つ。

### 3 頭髪・服装等

頭髪・服装はその人、学校の鏡であり、心の現れである。高校生らしく質素にして端正、本校生徒としての品位を保たなければならない。

#### [頭 髪]

頭髪は常に清潔を心掛け、他人に不快感を与えないようにする。

#### 〈男 子〉

- ① 髪の長さは自然に垂らして、前髪は眉毛まで、耳・襟にはかからないようにする。
- ② 鬚の長さは耳の中間程度までとする。
- ③ 眉毛は剃ったり、抜いたりカットする等の加工をしない。

#### 〈女 子〉

- ① 前髪の長さは眉毛までとする。
- ② 後ろ髪は両肩を結ぶ線より長くならないようにし、長くする場合は黒・紺・茶のゴムで結髪する。ゴム以外は使用しない。
- ③ ヘアピンは髪を整える程度のもとし、過度に使用しない。色は黒とする。
- ④ 眉毛は剃ったり、抜いたりカットする等の加工をしない。

#### [禁止事項] 〈男女共通〉

- ① 染色・脱色、パーマ等、頭髪に手を加えること。(整髪料、ヘアスプレー等を含む。)
- ② マニキュア、アイシャドウ、口紅等の化粧類の使用。
- ③ 指輪、ピアス等の 装飾品の着用。

## [服 装]

式典等学校で指示された時を除き、特に衣替えの期間を設けない。各自が季節・気候・体調等を判断し、下記の制服を着用する。また、制服は正しく着用し、改造・補正等勝手に行ってはならない。

### 〈男 子〉

冬 服	学校規定の詰め襟とする。
夏 服	学校規定の白無地半袖開襟シャツで校章入りのものとする。
ズボン	学校規定のものとする。
ベルト	必ず着用する。色は黒・紺・茶とする。
ベスト	学校規定のものとする。(色は紺・グレーが選べる)
校 章	左襟に必ず着用する。(冬服)

### 〈女 子〉

冬 服	学校規定のスーツとする。学校規定のブラウスを必ず下に着用し、襟を正しく出す。
夏 服	学校規定の白無地半袖開襟シャツで校章入りのものとする。
スカート	学校規定のものとする。スカート丈は、膝下5cmで採寸しており常に膝が隠れる長さとする。
ズボン	学校規定のものとする。希望者のみ購入できる。
ベスト	学校規定のものとする。(色は紺・グレーが選べる)
校 章	左胸のポケット上部に必ず着用する。(冬服)

### 〈男女共通〉

防 寒 着	厳寒期については、コート(形状はダッフルコート・ピーコート・ステンカラーコートが望ましい)・ウィンドブレーカー・マフラー・ネックウォーマー・手袋の使用を許可する。色は黒・紺・チャコールグレーの無地とする。
上 履 き	学校規定のものとする。
カバン	学校規定のものとする。
サブバッグ	学校規定のものとする。
ネームプレート	校内ではネームプレートを左胸の所定の位置に必ず着用する。
靴 下	黒・紺・チャコールグレー・白とする。
体 操 服	学校規定のものとする。
体育館シューズ・グラウンドシューズ	学校規定のものとする。

## 4 校内生活

- (1) 諸規定その他生徒会の申し合わせ事項を守り、望ましい校風の樹立を目指して、自主的・主体的に行動する。
- (2) 正当な理由がなく欠席・遅刻・早退をしてはならない。
- (3) 登校後校外に出たり、欠課早退する場合は必ずホームルーム担任に届けて許可を得なければならない。

- (4) 終礼後は速やかに下校すること。但し、部活動・課外・自学自習の生徒等の下校時間は4～10月は20時、11～3月は、19時30分までに校門を出ることとする。
  - (5) 来客者又は年長者・職員に会ったときは挨拶を忘れず言語・態度を端正にする。
  - (6) 生徒間においても挨拶を励行する。
  - (7) 建造物、備品等の公共物は丁寧に取り扱い、破損紛失等した場合にはただちに係教師に届け出る。
  - (8) 校内の美化活動は常に全員であたり、清潔、整理・整頓を保つ。
  - (9) 火災その他の災害予防に注意し、特に家庭科・理科等の教室では火気・電気・薬品の使用に細心の注意を払う。
  - (10) 集会、校内の掲示、放送、印刷物の配布などは、係教師の許可を得て行う。
  - (11) 金銭、物品の貸借をしない。
- 5 携 帯 品
- (1) 学業に必要なもの以外は絶対に持ってこない。(貴重品、多額の金銭、携帯電話等)
  - (2) 所持品にはすべて記名する。
- 6 登校下校
- (1) 登校時刻は8時15分着席完了のこと。時間に余裕を持って登校すること。
  - (2) 自転車通学は許可制とする。
  - (3) 登下校中は規律ある行動を心掛け、特に公共交通機関利用の場合には乗車マナーを守り、他者の迷惑にならないようにする。
  - (4) 登下校は正門のみとする。
  - (5) 登下校に際しては必ず校内の掲示に注意し連絡等を見落とさないように心掛ける。
- 7 保健衛生
- (1) 身体の発育発達が著しい高校生として、規則正しい生活、学習時間と睡眠時間の調整、生活環境の創意工夫、傷病の予防と早期受診等に特に気を配る。
  - (2) 保健室の設備・機能を十分に活用するとともに養護教諭の指示に従う。
  - (3) 校医による健康相談を活用する。
  - (4) 学校管理下の事故で受診する場合は、関係教諭及び養護教諭に届け出る。医療費等については日本スポーツ振興センターの手続きを行うので指示に従い書類を整える。
- 8 環境整備
- (1) 清掃はつねに積極的に行い、清潔な環境のもとで学習できるよう心掛ける。
  - (2) 毎日、全員で掃除を行う。月末または臨時に大掃除を行う。
  - (3) 掃除用具は大切に扱い、使用後は整理整頓して所定の場所に収納する。
  - (4) 清掃終了後各室の戸締まりを確実にし、その後の使用者は責任を持って戸締まりをして下校する。
  - (5) 樹木、草花を愛護する。
  - (6) 通学靴、上履き、体育館シューズ、グラウンドシューズの使用の区別を厳守する。
  - (7) 校内の電気、水道は節約利用に努める。
- 9 休暇中の心得
- (1) 各休暇はその意義を考えて有効適切に過ごすよう心掛ける。
  - (2) 生徒会・ホームルーム・部活動の諸行事について

- ① 事前に必ずホームルーム担任、関係顧問を通じて生徒指導主事に届け出る。
  - ② 原則としてホームルーム担任、関係顧問の付添指導を受ける。
  - ③ 宿泊を要する場合は監督教師を必要とし、監督教師から計画書を生徒指導主事に提出、校長の承認を得る。(合宿、研修など)
  - ④ 事故等があった場合は速やかにホームルーム担任・関係顧問または学校に連絡する。
- (3) 宿泊を要する旅行、キャンプなどは監督者を要する。特に、男女同行の場合は参加生徒中のいずれかの保護者1名以上の付添を必要とする。なお事前にホームルーム担任を通じて生徒指導主事に届け出る。

## 1 0 校外生活

本校生徒としての誇りを持って行動し、高校生としての品性を傷つけることなく、法を守り健全な生活を送る。

- (1) 生徒手帳は常に所持しなければならない。
- (2) 交通法規、交通道徳を守り危険の防止と円滑な交通に万全の注意を払う。なお運転免許の取得は原則として禁止する。(特別指導の対象となる。)
- (3) 不健全な遊技場へ出入りしない。また、不健全娯楽を行わない。
- (4) 飲酒、喫煙、薬物乱用等有害行為は絶対に行わない。(特別指導の対象となる。)
- (5) 外泊をしない。また、夜間外出もしない。やむ得ず外出する場合は、21時までに帰宅する。
- (6) 男女交際については互いを尊重し、行き過ぎや過ちがないよう配慮して、公正明朗な交際となるよう心掛ける。

## 1 1 自転車通学について

自転車通学を希望する者は、別に定めるところにより自転車通学許可願を提出し、許可ステッカーの交付を受けて使用する。また、交通安全規則を遵守する。

## 1 2 アルバイトについて

アルバイトは、原則として禁止する。(特別指導の対象となる。) 経済的事由等でアルバイトを行う必要がある場合には、担任に相談をし、所定の申請書を提出する。

## 1 3 免許の取得について

本校では原動機付自転車・自動二輪・自動車の免許取得を原則として禁止している。(特別指導の対象となる。)

## 1 4 その他

- (1) 学校関係職員及び保護者からの指導助言に対しては、厳粛に受け止め素直な態度で接する。
- (2) 部活動・生徒会及び学校行事に積極的に参加し活気ある学校となるよう努める。
- (3) 校長の許可なく寄付金・対外競技・校外団体加入・各種前売券・印刷物の配布等への参加・販売・掲示広告をしてはならない。